

石川県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金 Q & A

共通

No.	質問	回答
1	対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所も対象として良いのか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。 なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。
2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれ独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2つの事業所を対象に補助をした目的に反するような運用にならないよう留意いただきたい。申請書は法人まとめて提出いただく。また、空床型については、本体施設と空床型サービスあわせて1事業所と計算されたい。
3	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用する機器を本事業の対象としてもよいのか。	市町直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等については対象となる。 ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることが想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい（例えば、介護記録ソフトを専ら地域包括支援センターの相談援助業務に使用すること等）。
4	機器導入に係る配送料は補助対象経費となるか。	導入費用の一部と考え、補助対象とする。
5	補助対象経費は税込みか。	補助対象経費は消費税及び地方消費税を含めない。
6	法人でまとめて交付申請する予定だが、業務改善計画を提出する場合、1つの業務改善計画で複数事業所分の申請を行うことは可能か。	業務改善計画書は事業所ごとに作成いただく必要がある。ただ、提出の際は法人内で各事業計画をとりまとめてから提出いただきたい。
7	いつまでに機器を導入しなければならないか。	原則、令和9年1月末日までに納品及び導入機器に関する支払いを完了されたい。
8	実績報告書の提出はいつまでに行う必要があるか。	事業完了後1か月以内もしくは、令和9年1月末日のいずれか早い日までに提出する必要がある（期日より遅くなる場合は相談いただきたい）。 事業完了日が申請書（第1号様式）記載の事業完了予定日を過ぎる場合は、変更承認申請書（第2号様式）の提出が必要となるため、すぐに県に連絡いただきたい。
9	交付決定日より前に、機器を導入（購入）することは可能か。	不可。交付決定日後に発注及び契約したものが補助対象となる。
10	事業完了後30日以内に実績報告書を提出とあるが、事業完了日は機器の導入日と捉えてよいのか。	事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者への支払いを完了した日（領収日）となる。

介護ソフト関連

N o	質問	回答
1	介護ソフトの定着促進支援費用は、介護ソフトを今回導入しない場合でも補助対象となるか。	補助対象とはならない。介護ソフトの導入に伴って発生する費用が定着促進支援として対象。
2	既に介護ソフトによって転記不要（一気通貫）となっている場合は、補助を受けられないか。	以下に対応するための介護ソフトの改修に要する費用も対象となる。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」に対応するための改修
3	転記不要（一気通貫）の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させることで、結果的に転記不要（一気通貫）になる場合にも対象か。	お見込みのとおり。1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象となる。なお、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。
4	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から「1年分」が対象となるか。	リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実績報告書の提出期限とする令和9年1月末日までに支払った金額が補助対象。
5	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。また、毎月費用を支払う介護ソフトはどうか。	実績報告書の提出期限とする令和9年1月末日までに支払った金額が補助対象。使用権（ライセンス）期間の判断ではなく、導入に際して使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断する。例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、対象期間期間中に全額を支払った場合は全額が補助対象となる。一方、使用権（ライセンス）複数年の介護ソフトで支払い金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となる。また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となる。月払いの場合も対象期間中に支払った経費が対象。
6	Wi-Fiの環境整備のみでも補助対象となるか。	Wi-Fi環境整備のみに対する補助は行っていない。介護テクノロジー機器の導入に伴うWi-Fi環境整備が補助対象である。
7	SECURITY ACTIONの宣言は、中小企業のみ行えばよいのか。（大企業は宣言不要か。）	SECURITY ACTIONの宣言は事業所単位で行っていただくことを想定している。中小企業であり単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行うことになる。中小企業、大企業の別に関わらず、複数法人を運営する場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、「個人事業主」として申し込むことを想定している。
8	補助要件のうち、「LIFE対応関係」について、LIFEの活用が要件となる加算を算定できるサービスを提供する事業所のみが対象となるのか。	LIFE自体は全サービスを対象にしている。LIFEの活用が要件となる加算を算定できないサービス事業であっても、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータ提供を行い、フィードバックを活用したPDCAサイクルによるケアの質の向上に取り組むことは可能であり、加算の算定の有無に関わらず、LIFEを活用する全てのサービス事業所を対象とする。

介護ロボット関連

No	質問	回答
1	テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に移動用リフトの釣り具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	原則、同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とする。
2	見守り機器に連動する時、ナースコールは補助対象か。	TAISに介護テクノロジーとして選定されているナースコールは補助対象とする。
3	入浴支援機器を導入したいが、その際に付帯経費として浴槽洗浄剤や機器専用のボディーソープ等は補助対象か。	槽洗浄剤や機器専用のボディーソープ等の消耗品は補助対象外である。また、SDカードやタブレットケース等のの付属品も補助対象外。
4	見守り機器として監視カメラは補助対象か。	防犯を目的とした「監視カメラ」は補助対象外。見守り機器を導入する際は、利用者のプライバシーに配慮し、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること。
5	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。	「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められない。